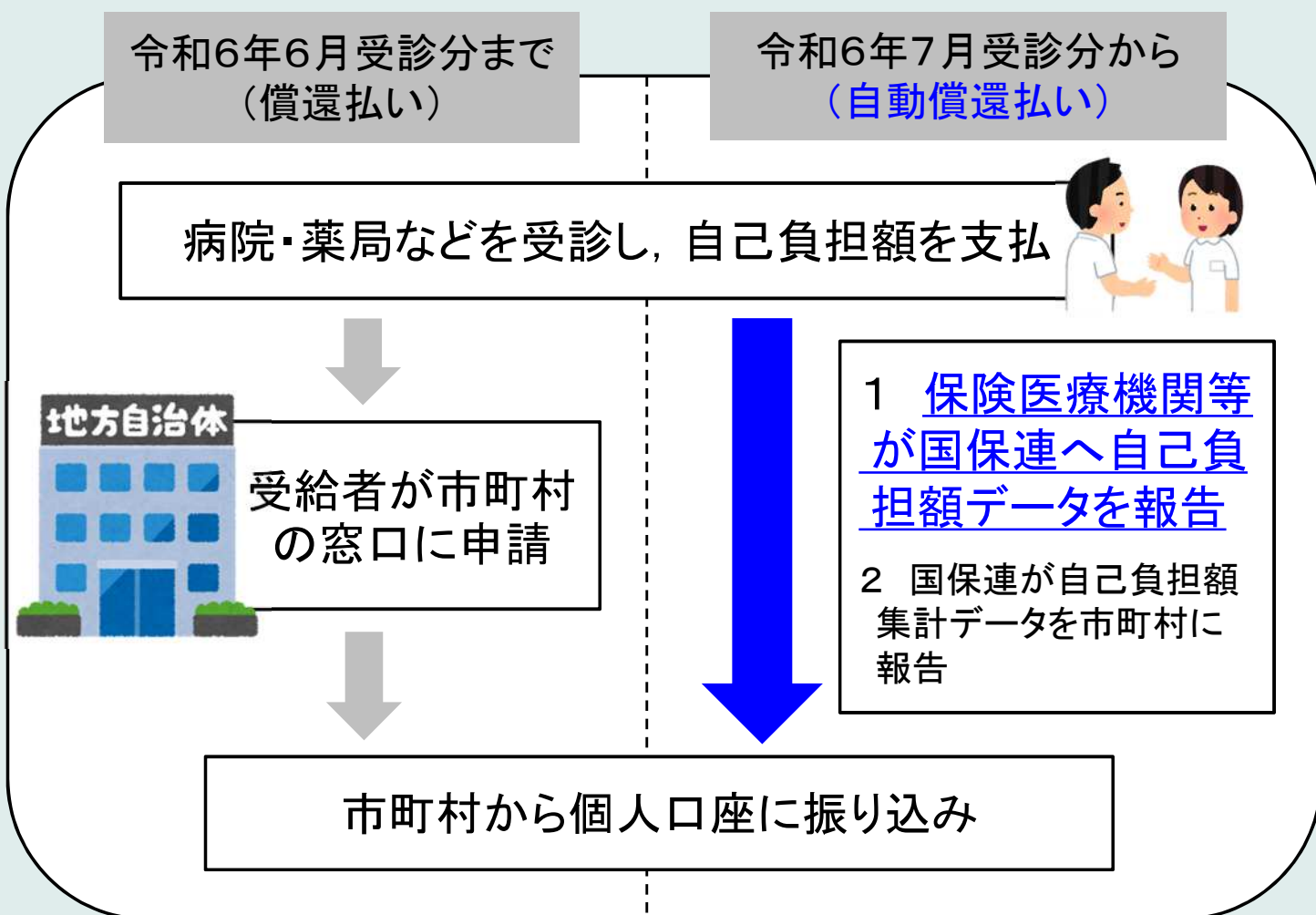


令和6年7月診療分から 重度心身障害者医療費助成制度が 自動償還払い方式に移行します！

重度心身障害者医療費助成制度とは

重度の障害がある方の医療費の自己負担額(病院等窓口の支払額)を県と市町村で助成する制度です。



対象者

※ 一定の所得以下の方が対象です。

- ・身体障害者手帳 1, 2級所持者
- ・療育手帳 A1, A2, A(知能指数35以下)
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(知能指数50以下)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者通院医療費(R6.7より追加)

留意事項

- 自動償還払い方式への移行であり、[現物給付\(窓口無料化\)ではありません。](#)
- 病院・薬局等は[鹿児島県国民健康保険団体連合会へ自己負担額支払データの報告が必要です](#)(報告事務に対する事務手数料をお支払いします。)
- 原則、CD-R等の電磁的記憶媒体での提出に御協力ください。

自己負担額支払データの作成方法等

○自己負担額支払データの作成方法等は、鹿児島県国民健康保険団体連合会のホームページに掲載しています。

【国保連合会HP】

・保険医療機関・薬局の皆様

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000#juudosinsin>

・療養費施術機関の皆様

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ju40000#juudosinsin>

[具体的な作成・提出方法等は、以下の鹿児島県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。](#)

お問い合わせ先

○自己負担額支払データの作成方法について

鹿児島県国民健康保険団体連合会 審査管理課療養費係

[TEL:099-206-1086](tel:099-206-1086)

○その他制度全般の内容について

鹿児島県保健福祉部障害福祉課

[TEL:099-286-2744](tel:099-286-2744)

○受給者証の発行など制度の具体的な内容について

各市町村の重度心身障害者医療費助成制度担当課にお問い合わせください。